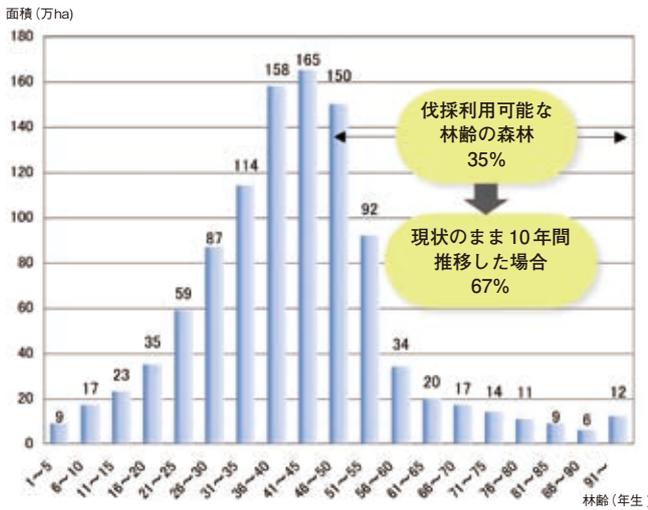


全国森林計画

本年一〇月二二日に、平成二二年四月から平成三六年三月までの一五年間を計画期間とする全国森林計画が閣議決定されました。この計画は、全国の森林を対象に、全国的視野に立った統一的な森林に関する政策の考え方と森林施業上の指針及び規範を示すもので、森林法に規定する計画制度の最上位にあるものです。

現行計画は、平成一八年に策定された「森林・林業基本計画」に即し

図1 人工林の林齢構成 (H19. 3. 31 現在)



て一部変更が行われており、今回の樹立に当たっては、それ以降の森林、林業を巡る状況等を踏まえ計画内容の追加等を行っています。具体的には、我が国の森林が人工林を主体に資源の成熟化が進む中で(図1)、今後国産材の安定的な供給への期待が高まる一方、国民の多様なニーズに応じ、針広混交林化や長伐期化等の多様な森林整備を進めるための分岐点にあること、このような中で、低コストで効率的な作業システムの定着や施業の集約化が必要なこと、森林の多面的機能の持続的な発揮のために間伐や伐採跡地の更新等の着実な実施や国民各層の協力の下

次期計画のポイント

- 間伐の着実な実施
間伐量を現行計画の 1.4 倍
- 皆伐跡地の的確な更新

これにより

- 地球温暖化の防止
間伐等による森林吸収量目標
1,300 万炭素トンの確保

- 育成複層林への誘導
計画期末 (H35 年度) までに
H19 の 1.7 倍

に「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等が必要なこと、併せて地球温暖化の防止や生物多様性の保全に考慮しつつ適切な森林施業を実施すること等を定めています。

このような状況を踏まえ、森林整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量(図2)については、国産材の供給量を計画的に増やすため伐採立木材積を現行計画より約二割増加させており、特に、高齢級人工林の適切な整備とともに間伐の着実な実施を図る観点から、間伐計画量を大幅に増加させています。

また、造林面積については、伐採跡地の的確な更新に必要な計画量を確保しています。これら間伐等の着実な実施により、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の目標である一三〇〇万炭素トンを確保することとしています。

このほか、森林に対する多様な国民のニーズに応じて、針広混交林化を含め人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備を進めることとし、育成複層林の目標面積を現況の九六万 ha から計画期末には一五九万 ha に増加させる計画としています。

今後、本計画に即して、都道府県

図2 森林整備及び保全の目標及び計画量 (主な事項)

区分	現況 (H19.3.31)	計画期末 (H36.3.31)	区分			
			現行計画量	次期計画量		
育成単層林 (万 ha)	1,031	1,021	伐採立木材積 (億 m ³)	総数	5.1	6.3
育成複層林 (万 ha)	96	159		主伐	2.1	2.2
天然生林 (万 ha)	1,383	1,329	間伐	3.0	4.1	
森林蓄積 (m ³ /ha)	177	208	造林面積 (万 ha)	人工造林	68	70
				天然更新	87	87
			林道開設量 (万 km)	3.8	3.4	
			保安林面積 (万 ha)	1,245	1,269	
			治山事業施行地区数 (千地区)	31	31	

注：計画量のうち、「保安林面積」は計画期末の面積、それ以外は 15 年間の総量である。

知事が作成する「地域森林計画」や森林管理局長が作成する「国有林の地域別の森林計画」がたてられますが、今後とも国、都道府県、市町村、森林・林業、木材産業関係者等の緊密な連携の下で、国民のニーズに応じた適切な森林の整備・保全を進めていきたいと考えています。

約4割増